

第13回 原子力規格委員会 議事録

1. 日時 平成16年2月3日(火) 13:30~16:15

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:班目委員長(東京大学),新田副委員長(関西電力),饗場(三菱重工業),青柳(日本原子力発電),飯塚(東京大学・品質保証分科会長),池田(核燃料サイクル開発機構),石野(東海大学・原子燃料分科会長),上杉(発電設備技術検査協会),蝦田(日本電気協会),大西(日本原子力保険プール),大橋(東京大学・運転・保守分科会長),小山田(日立製作所),梶田(原子力安全・保安院),唐澤(東京電力),五明(火力原子力発電技術協会),鈴木(日本製鋼所),中村(関西電力),早川(富士電機システムズ),平野(原子力安全基盤機構),水野(鹿島建設),宮野(東芝プラントシステム),山本(原子力安全・保安院),吉川(京都大学・安全設計分科会長)(23名)

代理出席委員:鈴木(中部電力・水谷)(1名)

欠席委員:小林(東京工業大学・構造分科会長),柴田(防災科学技術研究所・耐震設計分科会長),浜田(日本アイソトープ協会・放射線管理分科会長)(3名)

説明者:尾崎(関西電力・耐震設計分科会説明者),渡邊(東京電力・品質保証分科会委員)

事務局:浅井,池田,上山,國則,平田,福原(日本電気協会)

4. 配付資料

資料No.13-1 第12回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.13-2-1 原子力規格委員会委員名簿(案)

資料 No.13-2-2 分科会委員名簿(案)

資料 No.13-3-1 JEAC4202「フェライト鋼の落重試験方法」改定案に関する書面投票の結果について

資料 No.13-3-2 JEAG4207「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針」改定案に関する書面投票の結果について

資料 No.13-3-3 JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」改定案に関する書面投票の結果について

資料 No.13-4-1 JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)(仮称)制定案 公衆審査意見対応

資料 No.13-4-2 JEAG4121-2004 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)(仮称)制定案

資料 No.13-4-3 JEAG4121 公衆審査版に対する修正箇所について

資料 No.13-4-4 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)(仮称)制定案」公衆審査版追加修正箇所

資料 No.13-4-5 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針」制定案 公衆審査版追加エディトリアル修正内容

資料 No.13-4-6 JEAG4121-2004 制定案のコメント対応結果並びに制定の今後の進め方について

資料 No.13-4-7 JEAG4121-2004 制定案の修正すべき点とその対応

資料 No.13-4-8 JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程 講習会について

資料 No.13-5-1 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針(仮称)(案)

資料 No.13-5-2 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針(仮称)(案) 指針の概要

資料 No.13-5-3 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針(仮称)(案)作成時の主な検討項目

資料 No.13-6 第2回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録(案)

- 参考資料 - 1 公衆審査開始後の規格案の修正に係わる手続きについて
- 参考資料 - 2 第6回耐震設計分科会議事録
- 参考資料 - 3 第7回耐震設計分科会議事録
- 参考資料 - 4 第8回耐震設計分科会議事録(案)
- 参考資料 - 5 第8回 品質保証分科会 議事録(案)

5. 議事

(1) 近藤委員長退任の報告について

事務局より、近藤委員長より委員退任の申し出があったことの報告があり、委員会規約第5条第2項により、新委員長選任までは新田副委員長が委員長代行として本委員会の議長となることとした。

(2) 定足数の確認

事務局より委員総数26名に対して本日の出席委員数は21名であり、「委員総数の3分の2以上の出席」という会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。
(定足数の確認後、東京電力 唐澤氏の委員就任の承認、その後の委員会出席があり、最終的な出席委員数は22名になった)

(3) 前回議事録確認

資料No.13-1の前回議事録(案)(事前に配布しコメントを反映済み)は、コメントなく承認された。

(4) 原子力規格委員会委員長の選任について

近藤委員長の委員退任に伴い、原子力規格委員会規約に基づき、委員の出席が5分の4以上であることを確認した上、原子力規格委員会委員長の選任を行った。中村委員より、原子力委員会規約第4条第2項に基づき、委員長候補者として班目委員の推薦があった。他に委員長候補者の推薦がないことを確認した後、単記無記名投票を行い、その結果、投票委員総数21名に対し、班目委員への投票が過半数であり委員長に選任された。

班目委員長より、副委員長として新田委員が指名された。なお、幹事の指名については、班目委員長と新田副委員長で協議の上、次回の委員会までに指名することとした。

(5) 原子力規格委員会委員及び分科会委員承認について

- 1) 事務局より、独立行政法人 原子力安全基盤機構の設立に伴い、この機構に所属する委員の業種を関係官庁とすることについての確認があり、了承された。これとともに、原子力規格委員会委員及び各分科会で(財)原子力発電技術機構から(独)原子力安全基盤機構に所属が変更となった委員の業種を、学術研究機関から関係官庁とした。また、この変更により規約に記載されている業種比率を超える委員会、分科会がないことが併せて報告された。
- 2) 事務局より、内閣府 原子力安全委員会事務局 水間審査指針課長より常時参加者として委員会に出席したいとの申し出があったことの報告があり、挙手による決議の結果、出席者全員の賛成で承認された。
- 3) 事務局より、資料No.13-2-1に基づき、日本原子力研究所の阿部委員、東京電力の尾本委員、東京大学の近藤委員、日本原子力発電の津久井委員及び内閣府の仲嶺委員の5名が退任することの報告があった。

委員より委員候補の提案があり、挙手による決議の結果、出席者全員の賛成で決定された。

- ・唐澤 俊樹 氏(東京電力) 推薦者 宮野委員
- ・関村 直人 氏(東京大学) 推薦者 新田委員

また、班目委員長より他に委員としての適任者がいれば次回の原子力規格委員会

で推薦してほしいとの要望があった。

- 4) 事務局より、資料No.13-2-2に基づき、各分科会にて推薦を得た新委員候補及び退任委員の報告があり、挙手による決議の結果、出席者全員の賛成で承認された。ただし、資料No.13-2-1とNo.13-2-2の委員名簿における(独)原子力安全基盤機構の委員についてはその所属について誤記があり、事務局にて再度確認し、訂正を行うこととした。

(5) 書面投票結果の報告について

1) JEAC4202 フェライト鋼の落重試験方法改定案

事務局より、資料No.13-3-1に基づき、書面投票終了後委員の方々に送付したものであるとの前置きがあり、書面投票の結果、規格案が可決されたことの説明があった。また、2月16日(月)まで公衆審査を実施しており、現在まで2件の資料請求があったことの報告があった。

2) JEAG4207 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針改定案

事務局より、資料No.13-3-2に基づき、書面投票終了後委員の方々に送付したものであるとの前置きがあり、書面投票の結果、規格案が可決されたことの説明があった。また、2月16日(月)まで公衆審査を実施しており、現在まで4件の資料請求があったことと、規格改定案に対する意見が1名からあったことの報告があった。

3) JEAC4203 原子炉格納容器の漏えい率試験規程改定案

事務局より、資料No.13-3-3に基づき、書面投票終了後委員の方々に送付したものであるとの前置きがあり、書面投票の結果、規格案が可決されたことの説明があった。また、3月8日(月)まで公衆審査を実施しており、現在まで5件の資料請求があったことの報告があった。

(6) 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)(仮称)」制定案の公衆審査結果報告などについて

1) 公衆審査結果報告について

渡邊品質保証分科会委員より、資料No.13-4-1に基づき、公衆審査に寄せられた1件のコメント及びその対応案について説明があった。

これに対して、対応案の主旨は理解するが、「保安活動を監視する」や「原子力安全の観点」など、表現を改めた方がよいのではないかとの意見が出され、対応案を修正し、下記制定案の修正とともに再度本委員会に提案することとした。

2) JEAG4121 制定案の修正について

渡邊品質保証分科会委員より、資料No.13-4-2から13-4-7に基づき、公衆審査開始後に検討会などで、規格案公衆審査版の精査の結果確認された追加修正箇所の説明があった。

公衆審査後の規格案修正については、委員会規約などに手続きが明確になっていないことから、この修正について審議を行った。

これに関し、

- a) 本件については、第12回原子力規格委員会の後に実施した書面投票を無効にし、次の原子力規格委員会で修正を反映した制定案を審議し、その後、書面投票を実施すべきとの動議が可決された。また併せて公衆審査の期間についても、次の原子力規格委員会で検討することとした。なお、飯塚委員より公衆審査の実施期間については、1ヶ月としてはどうかとの意見が出された。

- b) 今後の対応について、委員会規約や運営規約細則などに本件のような手続きが記されていないため、基本方針策定タスクで検討を行うべきとの動議が可決された。

3) 「JEAC4111原子力発電所における安全のための品質保証規定」講習会の実施について事務局より、資料No.13-4-8に基づき、JEAC4111の制定及び発行を受けて、原子力発電

所の品質保証関係者を主たる対象として、東京・大阪で講習会を開催したことの報告があった。

(7) 規格案の中間報告について

尾崎耐震設計分科会説明者より、資料No.13-5-1から資料No.13-5-3に基づき、「鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針（仮称）」制定案の指針概要、主な検討項目及び指針本文 第編 建物・構築物の耐震設計の概要の説明があり、本案に基づき引続き作業を進めることとした。

これに関する質疑は大略以下のとおりであった。

a) 鋼板コンクリート構造はいろいろな産業で使用されているのか。

土木構造物の分野では、埋没管などに使われており、その他 電力鉄塔などでも類似の構造がある。

b) 本指針策定の目的、鋼板コンクリート構造のメリット、日本建築学会などの関連規格の有無など全体的な規格の位置付けを説明してほしい。

鋼板コンクリート構造のメリットは資料No.13-5-2 1.概要の「(4) SC構造のメリット」に記載どおりである。指針策定の目的は同資料の「2.指針化のねらいと作成経緯」について記載しているが、不足の部分については次の規格委員会で説明したい。なお、他の学会では本指針のような規格はないと理解している。

c) 鋼板コンクリート構造はいくつかの方法がありそれを本文に明記すべき。

スタッド方式を中心に説明したが、資料No.13-5-1 指針案p11の表1.1.3-2のように「リブ方式と併用する場合」や「隔壁方式を併用する場合」も規格本文に記載している。

d) 国内にはこの関係の規格はないとのことであるが、国際的にはどうなのか。

建築規格としてはないものと理解している。

今後の審議を促進させるため、本指針案について査読して頂き、コメントがあれば2週間を目途として事務局に連絡をすることとした。

(8) その他

1) 事務局より、資料 No.13-6 に基づき、第2回原子力関連学協会規格類協議会が10月30日に開催され、その議事の内容について報告があった。

2) 次回の原子力規格委員会の開催は、4月7日(水)13:30からとした。

以上